

八王子市立浅川中学校 令和5年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
 - いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
 - いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
 - 不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
 - 東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
 - 東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
 - 八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立浅川中学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - いじめは人間として絶対に許されない人権侵害である。いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得るという認識をもつ。
- 令和5年度の重点項目
 - ・いじめは、「しない させない 許さない」を大原則とする。
 - ・いじめられている生徒を徹底して守り通す。
 - ・学びあいの授業を通して、他者への思いやりを育む。

令和5年度はいじめの防止等に向けた課題

全教職員がいじめに対する共通認識を持ち、組織的に対応していく必要がある。いじめと疑われる事案は軽微なものでも校内で情報交換を丁寧に行う。また、生徒指導提要にある「発達支持的生徒指導」を常に意識し、いじめが起こらない学級・学校風土を創る。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週水曜日 14時から
- 構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- （1） 詳細な事実確認を迅速に行う。
- （2） いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援を行う。
- （3） 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- （4） いじめを行った生徒の人格の成長を旨として、毅然とした態度で指導するとともに、全教職員の共通理解、保護者の協力、警察などとの連携により、該当生徒が抱える課題の解決を図る。

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月4日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 4月4日 「重大事態の理解と対応」
- 4月4日 「いじめへの組織的な対応」
- 7月18日 「いじめ事例検討研修」
- 7月20日 「生徒指導提要改定、いじめ対策理解研修」
- 「1学期 生徒理事例検討研修」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

すべての教育活動において人権尊重の精神を育成する。特に道徳の時間を要として教育活動全体で道徳教育を充実させ、望ましい人間関係の育成を図る。また、1年生では、ソーシャルスキルトレーニングについて学び、中学校生活を充実させることができるようにする。

SOS の出し方に関する授業

学級活動等において、全教職員が生徒一人一人に寄り添う存在であることを伝える。また、スクールカウンセラーやスクールサポーターによる相談活動を充実させる。特に1年生では、年度当初にスクールカウンセラーとの面談を全員実施する。

いのちの大切さを共に考える日の取組

「赤ちゃんふれあい事業」において、人間を育てる意義について考える。また、「道徳授業地区公開講座」において、命の重さ、平和や民主的な社会の尊さ、誰かのために尽くすことの意義について考える。

生徒の自己肯定感を高める取組

家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度、自己有用感の育成など、生徒の心を育むための取り組みを行う。また、「学び合う授業づくり」により、自己の思いを伝え、相手の考えを受け止めることで、自他を認め合う活動を推進する。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校はいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校はいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校はいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・事案に応じて、学校サポートチームを活用し、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。